



労 審 発 第 1423 号
令 和 4 年 8 月 3 日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和4年8月3日付け厚生労働省発基0803第1号をもって諮問のあった「公
的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する
法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）要
綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年8月3日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）要綱」について

令和4年8月3日付け厚生労働省発基0803第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年8月3日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 守島 基博

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）要綱」について

令和4年8月3日付け厚生労働省発基0803第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。